

# 行政書士 奈良

2026年1月 No.160

## 目 次

行政書士 奈良  
2026年（令和8年）  
1月号



ユキマサくん  
行政書士会の公式マスコット  
キャラクター

令和8年 新年ごあいさつ	
奈良県行政書士会 会長 稲本 太一	1
奈良県知事 山下 真	2
日本行政書士会連合会 会長 宮本 重則	3
<hr/>	
『災害発生後の生活再建』を考えるシンポジウム	4・5
<hr/>	
特別企画 特命担当理事に聞く	6・7
<hr/>	
行政書士試験 特定行政書士法定研修考査	
災害発生時における被災者支援に関する協定	8
<hr/>	
西吉野農業高等学校 法教育	9
<hr/>	
近畿地方協議会 全体会議	10
<hr/>	
奈良県専門土業連絡協議会	11
<hr/>	
ボウリング大会&懇親会	12
<hr/>	
2月のイベント 落語会	13
<hr/>	
(公社) コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部	14・15
<hr/>	
会員の動き	16~18
<hr/>	
広報誌デジタル配信への移行のお知らせ	19
<hr/>	
編集後記	20



# 令和8年 新年ごあいさつ

奈良県行政書士会

会長 稲本 太一

輝かしい令和8年の新春を迎えられましたこと、心からお慶び申し上げます。

日頃より、本会が行う諸事業への格別なご理解と多大なるご協力を賜り、御礼申し上げます。会員の皆様の高い専門性と、社会への貢献に懸ける熱意が、本会の活動を支える搖るぎない基盤であることに改めて深く感謝し、心強く感じる次第です。

さて、ご承知のとおり、昨年6月に成立しました改正行政書士法が、1月1日から施行されました。

改正法では、その第1条において、初めて行政書士としての「使命」が盛り込まれたことにより、行政書士が担う社会的責務と公共的役割が一層明確化されました。また、第1条の2第2項では、士業法で初めて、「デジタル社会への対応」の努力義務が規定され、行政書士が「デジタル社会の推進役」として強く期待されていることが浮き彫りになりました。

昨今では、生成AI技術の飛躍的な発展など、社会のデジタル化は驚くべきスピードで加速し、行政手続きの分野や暮らしのさまざまな部分で効率化や利便性が進んだ反面、「デジタル格差（情報格差）」といった新たな課題も顕在化しています。

こうした複雑化する情勢のなか、誰も取り残されることのないデジタル社会を支えていくためには、我々行政書士も一丸となり、日々研鑽を重ねていくことが不可欠です。本会では、県内各地で活躍されている会員の皆様が、その能力を存分に發揮し、県民、国民の皆様の円滑な生活基盤と経済活動をしっかりと担保できるよう、引き続き、研修制度の拡充や関係法令及び技術的情報の発信強化といったサポート体制の充実を図って参ります。

さらに、特定行政書士の業務範囲が拡大され、行政不服申立ての代理権限が、「行政書士が作成した書類に係るもの」から「行政書士が作成することができる書類に係るもの」へと広がり、これにより行政書士による前段階の関与の有無にかかわらず、より広範な行政不服申立てを取り扱えるようになったことは、県民、国民の皆様の利便の一層の向上に資することはもとより、行政不服審査法が目的とする「簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済」につながるものとして期待されています。

以上のことからも、本年は我々行政書士にとってターニングポイントであり、「行政書士、アップデート」ともいるべき新時代の到来を予感させる年であるといえます。この大きな変革の波を未来への希望と発展の機会と捉える一方、こうした変動の中にあっても、全ての会員の皆様が憂いなく職務に邁進できる業務環境の整備に向け、強い決意をもって会を率いていく所存です。

会員の皆様にとって、本年が希望と発展に満ちた実り多き年になることを心からお祈り申し上げ、年初の挨拶とさせていただきます。



# 令和8年 新年ごあいさつ

奈良県知事

山下 真

奈良県行政書士会の皆さん、明けましておめでとうございます。

昨年は、大阪・関西万博の成功や奈良県出身の高市総理の誕生など、本県にとっては明るい話題が多くなったように思います。一方で、非常に暑く長い夏など地球温暖化の問題やウクライナでの戦争など深刻な問題も継続しています。

奈良県に目を転じますと、私が知事就任後、県の発展に向けて蒔いてきた様々な種が少しだけ芽を出し始めました。教育や子育て支援の分野で様々な政策に取り組んできた効果もあったのか、令和6年の奈良県の合計特殊出生率は1.19で前年比0.02の減少となりましたが、この減少幅は全国で3番目に少なく、同出生率の全国順位も35位から30位へと上昇しました。

不足する保育士を増やすための民間の園への給与加算制度も令和6年度から県が新たに補助を始めたことにより、制度を導入した市町村が5市から対象の全25市町村となり、県内就職率も5.5ポイント増えています。高校授業料の実質無償化は、国の支援もあり、令和7年4月から所得の高い世帯への支援も拡充されました。

産業や観光の分野でも良い兆しが出ています。令和6年の県内への新規の工場立地件数は46件で前年比18件の増加。全国順位も11位から6位に上昇しました。また、万博を訪れた外国人が万博と併せて訪問した場所で最も多かったのは、奈良公園がUSJ、大阪城、清水寺をおさえての堂々のトップでした。

知事就任以来、奈良県が持つ限りない可能性を最大限に引き出し、県民の皆さんに暮らしの豊かさを実感していただくための取り組みを続けてきました。皆さまのご理解とご支援により、少しはその成果が出てきたのかもしれません。しかし、少子高齢化、過疎化と東京一極集中、人と人との繋がりの希薄化、地球温暖化など、現代の日本が直面する問題は深刻になる一方だと言わざるを得ません。引き続き、県職員と一丸となって粘り強い努力を続けてまいりますので、ご理解とご支援をよろしくお願ひいたします。

皆様にとりましても本年が幸多き年になりますようお祈りいたしますとともに、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げて、新年の挨拶といたします。



# 令和8年 年頭所感

日本行政書士会連合会

会長 宮本 重則

令和8年の新春を迎え、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

奈良県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、平素より本会の事業推進に対して、格別の御高配を賜り誠にありがとうございます。また、日頃から地域住民の皆様並びに自治体の期待に応え、行政書士制度の発展のために御尽力いただいておりますことに対し、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、2月の日本海側を中心とした記録的な大雪、7月のトカラ列島近海地震、8月から10月にかけての豪雨や突風、台風被害など、全国各地で自然災害が相次ぎ、多くの方々が被災され、困難な生活を強いられました。これらの災害に際しては、複数の地域で災害救助法が適用され、被災地域の単位会において罹災証明書の取得支援や無料相談会の開催を始めとした復旧・復興活動が展開されるとともに、本会としても被災単位会をバックアップするための各種支援策を実施しました。被災された方々にとって、行政書士による行政手続の支援が果たす役割は大きく、行政書士が現場で培った経験と信頼は、地域における暮らしの安全と再建を支える力として今後ますます重要なことを実感した次第です。

現在、本会では内閣府との連携協定の下、被災自治体を支援する体制を構築するため、「災害復興支援員」の増員及び養成を推進しています。地域に密着した行政書士ならではの専門性と組織力を生かし、住民や自治体に寄り添った支援活動をより一層充実させてまいりますので、引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

そして、本年1月1日から行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）が施行されました。奇しくも、本年は、行政書士法（昭和26年法律第4号）が昭和26年2月22日に公布されて75周年、三四半世紀という記念すべき節目の年に、この改正法が施行されたことは、誠に喜ばしい限りです。この改正により、行政書士の使命と職責が明確となり、士業法で初めて「デジタル社会への対応」の努力義務が規定されました。また、特定行政書士の業務範囲については、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大したことにより、行政書士の前段階関与の有無にかかわらず、行政不服申立ての代理が可能となりました。さらに、業務の制限規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が加わり、その趣旨が明確になったほか、両罰規定が整備され、業務の制限規定に違反した場合、行為者のほか、その法人に対しても罰則が適用されることとなりました。

本会では、今般の法改正を受け、会則や研修制度など必要な見直しを行うとともに、法改正の趣旨を周知徹底して、会員の皆様の業務環境の整備に注力してまいります。会員の皆様におかれましても、改めて行政書士としての使命と職責を認識されるとともに、国民の利便の向上及び業務の改善進歩に努めていただきたいと存じます。

私は常日頃から、全国津々浦々に約5万4千名が遍在する行政書士が、国民の皆様にとって、不安や悩みに直面したときに最初に思い出していただける存在でありたいと願っています。そのためには「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう！」という活動理念の下、皆様と共に強い行政書士制度を創り、地域社会の中で確かな信頼関係を築いていくことが重要です。私たち行政書士は常に時代の要請に応じて進化し、いつの時代においても国民の皆様、事業者の皆様に寄り添う存在となれるよう、今後とも皆様の御支援を賜りながら、行政書士制度の更なる発展に全力を尽くしてまいる所存です。

本年が、災害の少ない穏やかな年となりますとともに、会員の皆様にとって実り多く飛躍の一年となりますことを心より祈念申し上げ、年頭の御挨拶といたします。

# 『災害発生後の生活再建』を

令和7年11月29日、奈良市西部会館市民ホールにて「『災害発生後の生活再建』を考えるシンポジウム PARTⅡ」が開催されました。

南海トラフ地震の発生確率が高まる中、本シンポジウムは復旧期から復興期に焦点をあて、「被災者の生活再建支援」をテーマに掲げました。奈良弁護士会、奈良県司法書士会、奈良県行政書士会、(一社)奈良県建築士会、(一社)奈良県社会福祉士会の5士業団体が一堂に会し、行政をはじめ社会福祉協議会、士業、一般参加者を含め約144名が集う盛会となりました。

基調講演では、徳島弁護士会の堀井秀知氏より災害ケースマネジメントの先進的な取組が報告され、平時からの官民連携の重要性が強調されました。続くパネルディスカッションでは、平時における各士業団体の取り組みが紹介され、「奈良県で災害ケースマネジメントの仕組みをいかに整えるか」が議論されました。最後には主催5士業団体による共同宣言が発表され、すべての被災者に寄り添い、行政や多様な専門職と連携しながら、奈良県において災害ケースマネジメントの仕組みづくりを進めていく決意が示されました。



# 考えるシンポジウム 開催報告

この取り組みは、令和5年10月に奈良弁護士会と奈良県社会福祉士会が第1回シンポジウムを開催したことを契機に、他士業との連携が広がったものです。当会も奈良県下の自治体と災害協定を締結しているものの、被災者の生活再建を支援する仕組みは十分に整っていません。令和6年の能登半島地震後の石川県行政書士会での取り組み等を踏まえ、当会としても被災者支援に取り組むことを目指し、何度も他士業との会議を重ね、顔の見えるゆるやかなつながりを築きながら、シンポジウムの内容を検討し、今回の共同宣言へと結実しました。今後は、災害ケースマネジメントの実装に向けて、個別相談窓口の開設や訪問支援体制の整備を進めるとともに、他士業・専門職への働きかけを強化していくことを目標としています。

当会としても、被災者が抱える複雑な課題に対応できるよう、平時から行政や他士業との連携を図り、地域に根ざした「共助」の担い手としての役割を果たしてまいります。



## 共同宣言文

### 【取組の方向性】

私たち士業団体は、避難行動要支援者や、自ら声をあげることができない人々はもちろんのこと、すべての被災者に寄り添い、行政、さまざまな専門職、地域住民と連携しながら、継続的な生活再建の支援をする災害ケースマネジメントのしくみづくりを行ないます。

### 【具体的な目標】

1. 被災者のための個別相談支援窓口の開設・運営
2. 被災者に対する個別訪問相談支援の実施
3. 他の士業や専門職が参加するための働きかけ

2025年11月29日

- ・奈良弁護士会
- ・奈良県司法書士会
- ・奈良県行政書士会
- ・(一社)奈良県建築士会
- ・(一社)奈良県社会福祉士会

**1. 自己紹介をお願いします。(氏名・事務所名・専門業務など)**

奈良市で活動をしている梅屋と申します。登録は平成17年4月2日で、本年4月で開業して20年が経過したところです。諸先輩方をはじめとしてたくさんの方にお世話になって、20年間活動が出来たことに日々感謝しています。

私の主たる業務は建設業に関する業務です。建設業の業務に限らず、良い業務を行うためには新しい事を吸収し自分自身が成長する必要があることから、20年を経過した今でも常に新鮮な気持ちで業務にあたるように心掛けています。

このように行政書士として日々の活動を行う中で、いまだに自分の能力不足を痛感する事も多く自分の成長不足を恥じる事も多いのですが、行政書士という仕事は奥が深く行政書士を続けるための勉強には終わりがないという事も強く感じながら活動を行っています。そんな行政書士の仕事が好きですし、誇りに思っています。

**梅屋 望 先生****2. 特命担当理事に任命されたときの印象等がありましたらお願いします。また、特命担当理事の職掌について教えてください。**

最初に稻本会長からお話をいただいた際の第一印象としては「内閣におかれる特命大臣みたい」というのが感想でした。(笑)

それはさておき、私が理学部のコンピュータ系学科卒業であること、以前に自治体で主にコンピュータ関係の仕事をしていた事から任命いただいたのではないかと感じました。行政書士として活動を開始してからコンピュータ系の仕事にはあまり従事していない事から情報技術へのブランク期間が長く、今でもデジタル化推進担当理事という職が私で良いのかと不安を感じているのは正直な感想です。

なおデジタル化推進担当理事の職掌は

- ・本会のデジタル化に向けた施策の策定、企画、立案及び総合調整に関する事項
- ・デジタル社会の形成に関連する情報の収集及び総合調整に関する事項
- ・情報通信技術及び電磁的記録に関する調査、研究、助言及び指導に関する事項

とされており、これらの業務に力不足かもしれません私の経験や知識が少しでも本会のお役に立てるようにと心掛けて活動を行っていきます。

**3. この2年間で実施していきたい事柄、または計画をお願いします。既に実施中のものでも結構です。**

職掌は主に施策の企画立案や総合調整及び情報収集がメインのため、現時点で実施計画等についてはっきりと明示できるものはありません。少なくとも任期中に、本会の今後のデジタル化について一定の方向性が出せるよう出来ればと考えております。

21世紀に入り高速回線の普及に伴い、コンピュータに限らず日常分野にも情報化の波が押し寄せています。昨今では人工知能（AI）技術の発展により、私達行政書士の業務にも情報技術への対応を余儀なくされる将来も容易に想像できます。

一方、情報技術への対応に予算面や技術面で苦慮する行政書士事務所が出てくる場合も考えられる事から、公共性が求められる公共機関の業務では情報化を行う事が難しい方への対応について、情報化を行っていないという理由のみで否定することも出来ず難しい対応を余儀なくされるのではないかとも考えられます。本会においても強制加入団体という事もあり、会員に対するサービスを含めてその活動には公共性が求められる場面が多く、情報技術の活用への対応が難しい局面も出てくる事が予想されます。情報技術は良い面だけでなく一定のデメリットもあるのですが、情報技術の活用は今後避けて通れないのも事実です。

以上の背景に留意しつつ、私は情報技術を活用した会員のサービス提供を多少なりとも進めていくような活動を心掛けて行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

## **1. 自己紹介をお願いします。(氏名・事務所名・専門業務など)**

事務所名 行政書士田中和智法務事務所

氏 名 田中和智

専門業務 特定行政書士

建設業許可・産廃業許可・宅建業免許等の許認可業務



**田中 和智 先生**

橿原市で個人事務所を開業しております田中和智と申します。平成25年に行政書士登録し今年で13年目になります。会務歴は平成27年に研修指導部部員として初めて携わらせていただいてから、理事、常任理事、執行部や様々な委員会等を務めさせていただき約10年ほどになるかと思います。

行政書士になったきっかけは、学生時代に弁護士事務所にてアルバイト事務員として法律に関わる仕事に携わったことにあります。その後、東京で建設業許可を専門とする行政書士事務所にて業務経験を積み、地元の奈良で開業し、現在に至ります。

## **2. 特命担当理事に任命されたときの印象等がありましたらお願いします。また、特命担当理事の職掌について教えてください。**

ア 災害の対策、情報収集、復興、防災意識の啓発に関する施策の策定、企画、立案及び総合調整に関する事項（災害被災者支援マニュアル管理運営委員会が行うものを除く。以下イ、ウにおいて同じ。）

イ 日本行政書士会連合会、他都道府県行政書士会及び各省庁、地方公共団体並びにその他関係団体に対して行う災害対策に関する情報の収集及び総合調整に関する事項

ウ 災害対策に関する調査、研究、助言及び指導に関する事項

エ 前各号に掲げるもののほか、災害対策の実施に向け必要となる事項

災害の特命担当理事の職掌は上記に掲げる通りとなります。特命担当理事に任命されたときの印象としては、専門の部署に属さない単独の理事としての活動ということで会長直属の元、どのように展開していくべきか、ということを考えました。同じ災害関連の委員会として災害被災者支援マニュアル管理運営委員会がありますので、そちらと協同しながらの活動になるのかなというイメージはもちました。

## **3. この2年間で実施していきたい事柄、または計画をお願いします。既に実施中のものでも結構です。**

この2年間で実施していきたい事柄としては、既に実施中である災害発生後の生活再建を支援する士業連携のための合同会議への参画、またこの春には当会が今年度は近畿地方協議会の当番会ということで防災啓発イベントを企画しており、その他、災害被災者支援マニュアル管理運営委員会とも連携し、各自治体との災害対策に関する情報交換等、様々な取り組み等を進めていきたいと思っています。

# 令和7年度行政書士試験

◇日 時：令和7年11月9日（日）13:00～16:00  
◇場 所：奈良県コンベンションセンター

試験当日はあいにくの天気でしたが、数多くの受験生の方々に対応するため、本会会員には試験監督員や試験本部員として試験実施事務へのご協力をいただきました。大きな問題もなく、無事に試験を実施し終了することができましたことをご報告いたします。

なお、合格発表は、令和8年1月28日（水）です。

## 令和7年度特定行政書士法定研修考查

◇日 時：令和7年10月19日（日）14:00～16:00  
◇場 所：奈良商工会議所

特定行政書士法定研修考查が実施され、本会では法定研修受講者9名が受験されました。合否判定の結果、見事合格された受験生の方におかれましては、まことにおめでとうござります。

### 新たに締結した

### 「災害発生時における被災者支援に関する協定」について

10月1日に明日香村、同月28日に広陵町と、それぞれ災害発生時における被災者支援に関する協定を締結いたしました。当会が県下自治体と締結する同協定は、1県6市4町1村に広がりました。（奈良県、奈良市、桜井市、生駒市、橿原市、宇陀市、天理市、上牧町、王寺町、河合町、広陵町、明日香村）

締結された協定では、災害発生時に自治体からの要請に基づき、当会が罹災証明に係る申請窓口対応支援業務を担うことが定められています。罹災証明書は、被災者が各種支援制度を受けるための基礎となる重要な書類であり、その発行が迅速かつ円滑に行われることで、住民の生活再建の早期化と行政の災害対応業務の負担軽減につながります。

当会では災害時支援担当者を事前に登録し、自治体からの要請に応じて即座に対応できる体制を整えています。現在も他の自治体との協定締結に向けた準備が進められており、今後さらに多くの地域で支援活動を求められることが予想されます。つきましては、会員の皆様にはぜひ災害時支援担当者としてご登録いただき、災害発生時に迅速かつ確実な支援活動が展開できるよう、積極的なご協力をお願い申し上げます。



# 西吉野農業高校 法教育「法と農業」

令和7年10月14日（火）に、昨年度に引き続き、五條市立西吉野農業高校で3年生を対象に法教育を実施しました。本年度は、2限目、3限目にお時間を頂き、法と農業の関わりについて授業をさせていただきました。

まず2限目に稻本太一会長から、行政書士とはどのような業務を取り扱うのか、どうしてこの仕事に就いたのかという話がありました。行政書士という仕事について、すぐには理解するのは難しい様子でしたが、法律と密接に関わることがあることや、農地にも関わっているということについて話が及ぶと、生徒は熱心に耳を傾けていました。

またグリーンツーリズム、スマート農業など、さらなる世界が広がっているということに触れ、最後には法律の条文の構成についても話をされ、それを分かりやすく理解するにはどう読んだらいいのかを解説されました。

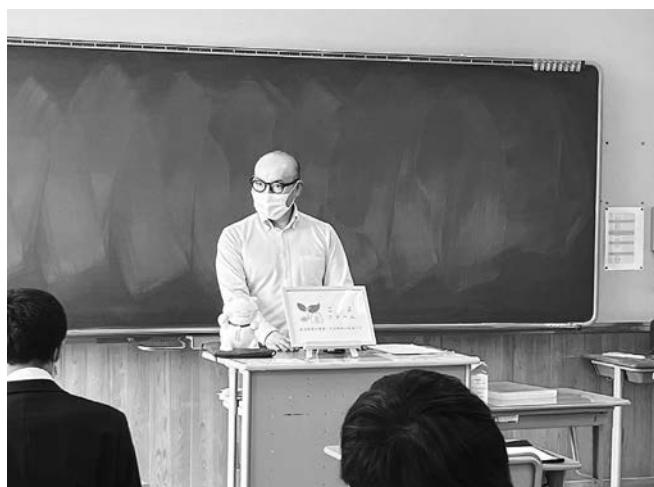
3限目は青山会員から、行政書士と兼業で、生駒市にて認定新規就農者として活動していることを踏まえ、実際の農家の視点からの話がありました。

仕事をしながら本格的に農業を学べるという、生駒市主催のファーマーズスクールを通じて新規就農へのきっかけを掴んだことや、実際に始めてみると、農林課、農業委員会、先輩農家、地主さん、直売所、地域の方々などの沢山の繋がりの中に「いち農家」が結びついていること、また種を蒔くことの大切さ、採れたて野菜を食べてもらえることの嬉しさ、生産したものが食卓に上がるということへの責任等について話をされました。また、最近の異常気象とどう向き合うのか、獣害問題、農地法の存在、スマート農業への取組等々、ここ近年は意識すべき課題が増えているという話がありました。

授業後のアンケートでは、「農家になる気はなかったけど、なるのも少しありだと思った」という声や、「最初の仕事で決まるわけではなくいろいろな仕事を通して好きなことにたどりつくという選択があることに気がつけて良かったです」というお声をいただきました。

今回の講義をきっかけに、実は身近な「法」を少しでも意識して将来就く仕事に活かしていただければ幸いです。

実施に伴いまして、ご協力いただきました中村浩教校長、並びに同校山口敦弘先生をはじめとする関係者の皆様に感謝申し上げます。





# 「近畿地方協議会 全体会議を奈良で開催しました」



11月26日、奈良ホテルにおいて日本行政書士会連合会近畿地方協議会単位会会长会議及び全体会議並びに近畿地方協議会（以下「近協」）各単位会と日本行政書士会連合会（以下「日行連」）との連絡会が開催されました。

6年ぶりに本会が当番会となった会議では、近協各単位会及び日行連からも多数のご提案やご教示をいただくなど、闊達な議論が交わされ、今後の行政書士制度の発展に向けて大変実り多き機会となりました。

今年度は当会主導のもと、近協会則の再整理を目的とした抜本的改正を推し進めたほか、南海トラフ地震等への備えを念頭に置いた、近協として初めての防災啓発の企画が承認されるなど、各単位会の役員の皆様のご理解とご協力のもと、新時代の到来を予感させる取り組みができたことは、非常に大きな成果であったと考えています。

また、日行連との連絡会では、初の試みとして、日本行政書士政治連盟（以下「日政連」）から役員をお招きし、改正行政書士法の概要と政治連盟の役割を解説いただきました。

そして、会議後に行われた懇親会では、潇洒なバイオリンの調べにのせて、由緒ある奈良ホテルの莊厳な雰囲気と地元の味やお酒を味わっていただくなど、古都・奈良の魅力をPRすることもできました。

これらの成功はひとえに、近協各単位会会长をはじめ関係役員の皆様、日行連及び日政連役員の皆様のご理解のおかげであり、また、開催直前まで、昼夜を問わず調整業務に努めていただきました本会役員及び事務局の皆様のご苦労の賜物であると感じています。

引き続き、行政書士制度のさらなる発展に向け、当番会として尽力してまいります所存です。どうぞ今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

稻本 太一（本会会长）





# 令和7年度奈良県専門士業連絡協議会 講演会・懇親会



◇日 時： 令和7年11月27日 講演会 15:00～17:00  
懇親会 17:30～19:30  
◇場 所： 奈良ロイヤルホテル

奈良県では、10の士業団体（弁護士・公認会計士・公証人・土地家屋調査士・弁理士・社会保険労務士・税理士・不動産鑑定士・司法書士・行政書士）により、専門士業連絡協議会が構成されています。

今年度は、社会保険労務士会と土地家屋調査士会が幹事会となり、講演会と懇親会が開催されました。講演会では、大阪府社会保険労務士会の三田弘道氏による「士業×AI時代の幕開け！生き残る士業になるために明日から使える実務アイデアとツール紹介」と題してご講義いただきました。

本格的にAI時代が到来しているなか、最新AIのトレンドから、これから士業に求められるスキルについてお聞きすることができ、大変有意義な時間となりました。

その後、17時30分より懇親会が行われました。各士業の方々と一緒に会しての貴重な機会であり、各所で懇談したり名刺交換をしたりする場面が見られ、士業の垣根を越えて賑やかで楽しい時間を共有することができました。



# 奈良県行政書士会 ボウリング大会 & 懇親会

令和7年10月25日（土）、レインボーワールド橿原店にて親睦ボウリング大会が開催され、登録間もない方からベテランの方まで、多くの会員にご参加いただきました。

全3ゲーム中、1・2ゲーム目のスコアの合計で順位を決め、上位3名には記念品がプレゼントされる形式で行われ、白熱した争いの結果、1位は遠山会員、2位は稻本会長、3位は松山会員となりました。運動不足を痛感している方や何十年ぶりかにボウリングをするという方も多く、一投ごとにあちこちから歓声や悲鳴が聞こえる大盛り上がりの大会となりました。

ボウリング後は八木駅近くにて懇親会が開催され、さらにその後の二次会にもたくさんの方が参加されました。

普段なかなか顔を合わせる機会のない会員同士、スポーツや懇親会を通じて触れ合い、親睦を深めることのできた有意義な会となりました。



# 落語会

公演：桂雀太  
(奈良県出身)

# 落語 みんなの終活

をとおして考えよう！

その他 寸劇+セミナー・個別相談会

参加費  
**無料**  
予約制

2026年 2月20日(金) 13:00～16:00

13:00～15:00 落語会・寸劇+セミナー (定員100名)

15:00～16:00 個別相談会 ※希望者のみ

会場 王寺町 やわらぎ会館 3F (北葛城郡王寺町王寺2-1-18)

予約申込電話番号：奈良県行政書士会事務局 **0742-95-5400**

- A. 落語会と寸劇+セミナーへ申し込み <申込期間> 事前予約制  
B. 個別相談会へ申し込み 1月13日 9:00～2月13日 16:00  
C. 両方へ申し込み ※A～C いずれかを、お電話にてお伝えください。

共催



奈良県行政書士会



公益社団法人  
コスモス成年後見サポートセンター 奈良県支部 後援：王寺町

# (公社) コスモス成年後見



新年、明けましておめでとうございます。

日頃より当支部の事業運営にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

昨年、私たちは成年後見制度の普及と質の向上を目的に、地域の実情に根差した取り組みを重ねてまいりました。市町村や地域包括支援センター等との連携を強化し、関係機関への訪問や意見交換を通じて、専門職として果たすべき役割と責任を改めて確認した一年でもありました。

また、福祉センターや図書館での相談会、認知症カフェへの参加など、身近な場での相談支援を継続的に実施し、制度への理解促進と早期支援の重要性を広く伝えることができました。さらに、支部内研修・勉強会では、制度理解や具体的な事例の検討といった実務に直結する内容を取り上げ、外部講師を招いた研修も行うことで、会員の専門性向上にも努めてまいりました。

これらの活動の積み重ねは、地域のみなさまの安心につながるとともに、行政書士であるコスモス会員への信頼を支える基盤であると確信しております。

本年も、「地域の安心と信頼を支える成年後見の担い手」として、支部活動の充実と会員の実践力向上に取り組んでまいります。引き続き、みなさまの変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 広報・相談活動

- (1) 主に地域包括支援センターからの依頼により、地域住民やケアマネージャーが対象の成年後見制度や相続、遺言、終活などをテーマにしたセミナー・個別相談会に講師・相談員を派遣しています。第12期は、セミナー8件・相談会4件を実施しました。
- (2) 定期的な無料相談会の開催  
奈良市西福祉センター、東福祉センターおよび南福祉センターにおいて無料相談会を定期的に開催しています。成年後見制度に限らず、相続、遺言などの相談が数多く寄せられています。



# サポートセンター奈良県支部

支部長 谷澤 祐樹



(3) 奈良県立図書情報館にて「法務無料相談会＆知識セミナー」を共催し、セミナーを5回、無料相談会を10回行いました。相談件数は46件に及びました。

(4) コスモス奈良への相談及び問い合わせ件数は46件、うち13件の会員の受任に繋がりました。

(5) 広報誌『NEWS LETTER』の発行

コスモス奈良の活動を広く知っていただくため、令和6年9月、令和7年1月、5月に広報誌『NEWS LETTER』を発行しました。県下自治体や地域包括支援センター等に送付してコスモス奈良の活動を紹介しています。

(6) Facebookによる活動案内

コスモス奈良のFacebookページにイベントの案内や開催報告等を掲載し、コスモス奈良の活動をいち早くお知らせしています。

皆さまからの いいね！ お待ちしています。





# 新規登録会員さん! いらっしゃい!!

①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号



## 小林 正太 こばやし しょうた

① 2025年8月15日  
② 630-8236  
奈良市下三条町34番地  
更谷ビル402号  
③ 小林国際サポート行政書士事務所  
④ 090-3136-6592

## 森井祐江 もりい ゆうこ

① 2025年9月1日  
② 639-2200  
御所市853番地の1  
③ 森井祐江行政書士事務所  
④ 0745-62-3250

## 佐藤淳 さとう じゅん

① 2025年9月1日  
② 631-0001  
奈良市北登美ヶ丘一丁目3番21号  
③ 行政書士佐藤淳事務所  
④ 080-4864-0831

## 西田周平 にしだ しゅうへい

① 2025年9月15日  
② 630-0252  
生駒市山崎町17番4号  
③ 行政書士西田法務事務所  
④ 0743-75-0827

## 井藤勝則 いとう かつのり

① 2025年9月15日  
② 635-0802  
北葛城郡広陵町大字的場101番地5  
③ 井藤行政書士事務所  
④ 080-1482-4475

## 小田島陽子 おだしま ようこ

① 2025年10月2日  
② 639-1101  
大和郡山市下三橋町323番地21  
③ 行政書士小田島陽子事務所  
④ 090-1154-0028

## 魚谷達 うおたに とおる

① 2025年10月2日  
② 636-0247  
磯城郡田原本町大字阪手166番地の4  
③ 魚谷行政書士事務所  
④ 0744-33-5362

## 北埜修司 きたの しゅうじ

① 2025年10月2日  
② 634-0005  
橿原市北八木町一丁目1番8号  
橿原中央ビル5F  
③ ルートシード行政書士事務所  
④ 080-3133-7791

## 岡山雄 おかやま たけし

① 2025年10月2日  
② 630-0243  
生駒市俵口町242番地4  
③ あんずの杜行政書士事務所  
④ 0743-74-3884

## 村林有机子 むらばやし ゆきこ

① 2025年10月15日  
② 630-8241  
奈良市高天町45番地  
アート福住ビル4階  
③ 万葉コモン行政書士事務所  
④ 080-5342-9040

# ★会員の動き★

# 転入

①転入年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号

大 倉 雄 偉 おおくら ゆうい

- ① 2025年9月1日
  - ② 630-0252
  - 生駒市山崎町3番11-1号
  - ③ 大倉行政書士事務所
  - ④ 0743-83-2162

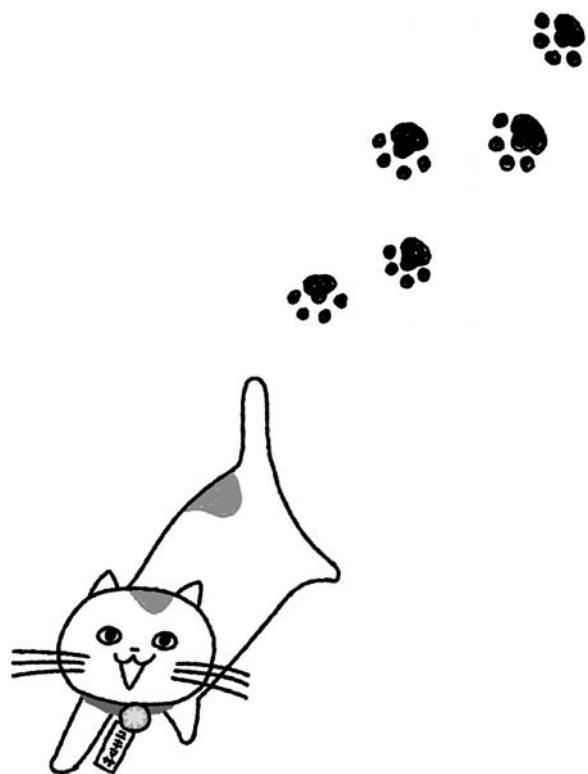
川 端 翔 子 かわばた しょうこ

- ① 2025年9月1日
  - ② 636-0081
  - 北葛城郡河合町星和台1丁目9番地17
  - ③ サニーゴ行政書士事務所
  - ④ 050-5433-9880

入会年月日	法人事務所名	事務所所在地・事務所電話
2025年10月6日	行政書士法人 奈良登録事務所	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981番地8 奈良県自動車会館2階 0743-59-1006

変更年月日	変更事項	氏 名	内 容
2025年8月15日	属性 事務所の名称 事務所の所在地 事務所の電話	田 中 利 穂	個人開業 行政書士オフィス RIHO 〒630-8303 奈良市南紀寺町4丁目129-1 サニークレスト110号 0 8 0 - 3 8 2 7 - 4 5 6 7
2025年9月12日	事務所の所在地	藏之上 邦 男	〒630-8301 奈良市高畠町1202番地の7
2025年9月12日	事務所の電話	山 口 善 夫	0 7 4 5 - 6 0 - 9 0 8 3
2025年9月30日	事務所の電話	山 村 康 秀	0 9 0 - 1 1 4 1 - 4 9 3 5
2025年9月30日	事務所の電話	林 優 太	0 9 0 - 6 2 1 5 - 5 8 7 2
2025年9月30日	事務所の電話	林 明 弘	0 9 0 - 6 2 1 5 - 5 8 7 2
2025年10月15日	事務所の電話	太 田 智 子	0 7 4 2 - 4 0 - 5 6 2 0
2025年10月15日	事務所の所在地	安 村 摩 耶	〒631-0822 奈良市西大寺栄町3番27号 泉谷ビル303号室
2025年10月15日	事務所の所在地(表記) 事務所の電話	大 倉 雄 健	〒630-0252 生駒市山崎町3番11-1号 0 7 4 3 - 8 3 - 2 1 6 2
2025年10月15日	属性 事務所の名称 事務所の所在地 事務所の電話	廣瀬 昌 弘	個人開業 廣瀬行政書士事務所 〒631-0077 奈良市富雄川西1-6-14 0 8 0 - 6 1 5 9 - 8 3 6 9
2025年11月14日	属性 事務所の名称	古 尾 裕 美	法人社員 行政書士法人 奈良登録事務所
2025年11月28日	事務所の所在地	田 中 利 穂	〒630-0262 生駒市緑ヶ丘2166-6

退会年月日	氏名	事務所所在地・事務所電話	事由
2024年12月11日	児玉昌士	〒636-0226 磯城郡田原本町唐古331-2 090-2012-3943	死亡
2025年9月30日	岡田慎平	〒636-0116 生駒郡斑鳩町法隆寺2丁目9番5号 0745-44-9671	廃業
2025年10月30日	森大輔	〒630-8101 奈良市青山四丁目4番地の61 0742-24-4121	死亡
2025年11月25日	中村直樹	〒630-8115 奈良市大宮町六丁目1番地の1 0742-32-4555	新大宮駅前ビル4階 廃業



# 広報誌デジタル配信への 移行のお知らせ

2026年

9月

発行号より

## ➡ 移行の概要

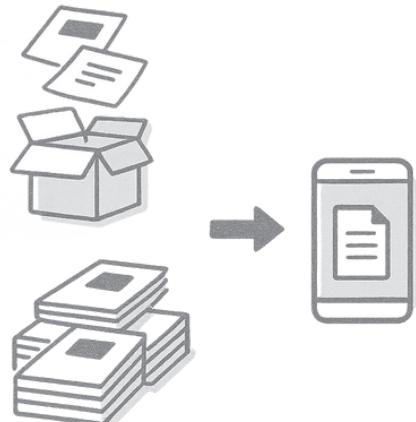
奈良県行政書士会広報誌につきまして、発行コストの削減と環境への配慮、そして会員の皆様への迅速な情報提供を目的として、**2026年9月発行号よりデジタル配信のみ**とさせていただきます。

## 💻 閲覧方法

奈良県行政書士会ウェブサイトにてPDF形式で閲覧・

ダウンロードいただけます。

※詳細な閲覧方法は改めてご案内いたします。



## ✉ 郵送希望の方へ

デジタル配信への移行に伴い、原則として紙媒体での郵送は行いませんが、ご希望の方にはPDFを印刷したものをお送りいたします。事務局までご連絡ください。

## デジタル配信のメリット



### 迅速な情報提供

発行後すぐに閲覧可能



### 利便性の向上

PC・スマートフォンで閲覧可能



### 郵送代削減

コスト削減効果



### 環境への配慮

紙資源の節約

お問い合わせ先：奈良県行政書士会事務局

TEL: 0742-95-5400 MAIL: [gyosei@gyoseinara.or.jp](mailto:gyosei@gyoseinara.or.jp)

## 《編集後記》

新年あけましておめでとうございます。

新しい1年がはじまるに、「今年こそは！」と意気込むのですが、なぜか途中から「来年こそは！」にすり替わっている、ということを毎年のように繰り返してしまっています。行政書士としても一個人としても、「今年こそ」飛躍の年にすべく、一日一日を充実させていきたいと思います。

(広報部 佐藤貴玲)

新年あけましておめでとうございます。

今年は午年。古くから馬は、前へ進む力や明るい勢いの象徴とされてきました。新しい一年を迎えるにあやかり、前向きな気持ちで一歩一歩進んでいきたいと思っております。

本年が皆さまにとって、馬のようにのびやかで心地よく歩みを進められる一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

(広報部 千葉恵理)

奈良県行政書士会広報誌

### 「行政書士奈良」第160号

発行 令和8年1月31日発行

発行人 稲本 太一

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株) T.T.ビル3階

TEL 0742-95-5400

FAX 0742-26-6400

電子メールアドレス

gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス

<https://www.gyoseinara.or.jp/>



# 謹賀新年



会長 稲本 太一  
副会長 松田 登美子  
副会長 谷澤 祐樹  
副会長 廣見 聰子

常任理事（総務部部長）	松山 圭介
常任理事（経理部部長）	上仲 裕美
常任理事（広報部部長）	岩井 健一
常任理事（法規部部長）	田中 佑宜
常任理事（監察部部長）	木原 真俊
常任理事（研修指導部部長）	田村 豊
常任理事（第1業務部部長）	西口 孝平
常任理事（第2業務部部長）	杉山 肅
常任理事（受託業務管理部部長）	飯田 崇史
常任理事（デジタル化推進担当）	梅屋 望
理事（総務部副部長）	佐藤 貴玲
理事（総務部副部長）	園田 寛子
理事（経理部副部長）	木田 和宏
理事（広報部副部長）	赤松 綾
理事（法規部副部長）	植田 朋子
理事（監察部副部長）	木村 友紀
理事（研修指導部副部長）	山下 晶子
理事（第1業務部副部長）	菊川 秀夫
理事（第2業務部副部長）	林 紫乃
理事（受託業務管理部副部長）	谷田 佳子
理事（災害対策推進担当）	田中 和智
監事	津守 克洋
監事	丹正祐子

会員の皆様、新春のお慶びを  
申し上げます。  
本年も、一層のご指導の程  
お願い申し上げます。

